

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.488



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59% (改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除を受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

地域内文化施設ご紹介

公益財団法人
台東区芸術文化財団
Art & Culture Foundation Of Taiho

台東区芸術文化財団で運営管理し、今回、リニューアルした「旧東京音楽学校奏楽堂」や、「一葉記念館」「書道博物館」「朝倉彫塑館」「下町風俗資料館」についてご紹介いたします。

東亜文化財 旧東京音楽学校奏楽堂 Sogakudo of the Former Tokyo Music School

本館は、東京藝術大学音楽学部の前身、東京音楽学校の校舎として、明治23年(1890)に建築され、日本における音楽教育の中心的な役割を担ってきました。

2階の音楽ホールは、かつて瀧廉太郎がピアノを弾き、山田耕筰が歌曲を歌い、三浦環が日本人による初のオペラ公演でデビューを飾った由緒ある舞台です。

創建から80年近く経過した昭和40年代(1965～)に入ると、建物の老朽化が目立つようになり、校舎を都外へ移設する構想が持ち上がりますが、昭和58年(1983)に台東区が東京藝術大学から譲り受けることとなりました。

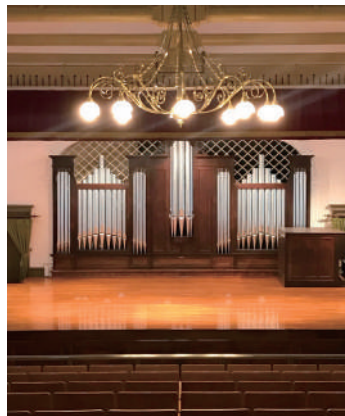
そして、昭和62年(1987)に現在の地へ校舎を移築・復元し、「旧東京音楽学校奏楽堂」として一般への公開を開始しました。

さらに、昭和63年(1988)には、日本最古の洋式音楽ホールを擁する校舎として、重要文化財の指定を受けました。以来、旧東京音楽学校奏楽堂は、「生きた文化財」として、建物の公開のほか、演奏会や音楽資料の展示を行ってきました。

平成25年(2014)4月より保存活用工事のため休館していましたが、平成30年(2018)11月にリニューアルオープンいたしました。

< 5館共通入場券のご案内 >

文化施設5館に通常より900円お得な料金で入館できます。



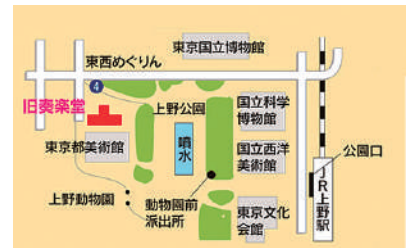
パイプオルガン



旧奏楽堂階段



チェンバロ



東京都台東区上野公園 4-43 TEL03-3824-1988

【アクセス】

東西めぐりん④旧東京音楽学校奏楽堂より徒歩1分
JR上野駅(公園口)より徒歩10分
東京メトロ銀座線・日比谷線上野駅より徒歩15分
京成上野駅より徒歩15分

見本 5館共通入館券				
一・書・朝・奏・下 NO.				
一葉 記念館	都指定史跡 書道 博物館	名勝・登録有形文化財 朝倉 彫塑館	重要文化財 旧東京音楽学校 奏楽堂	下町 風俗資料館
○開館時間 午前9時～午後4時30分 (入館は4時まで)	○開館時間 午前9時30分～午後4時30分 (入館は4時まで)	○開館時間 午前9時30分～午後4時30分 (入館は4時まで)	○公開日 日・火・水曜日 ○開館時間 午前9時30分～午後4時30分 (入館は4時まで)	○開館時間 午前9時30分～午後4時30分 (入館は4時まで)
○休館日 月曜日 (祝休日と重なる場合は翌平日) 年末年始 特別整理期間	○休館日 月曜日 (祝休日と重なる場合は翌平日) 年末年始 特別整理期間	○休館日 月・水曜日 (祝休日と重なる場合は翌平日) 年末年始 特別整理期間	○休館日 日・火・水曜日 ○休館日 月曜日 (祝休日と重なる場合は翌平日) 年末年始 特別整理期間	○休館日 月曜日 (祝休日と重なる場合は翌平日) 年末年始 特別整理期間

対象施設	朝倉彫塑館、下町風俗資料館、一葉記念館、旧東京音楽学校奏楽堂、書道博物館
共通入館券	1,000円(通常1,900円)
有効期間	購入日より1年間
販売場所	上記5館の各窓口 浅草文化観光センター 台東区役所1階Shopたいとう 台東区役所9階文化振興課 台東区芸術文化財団 事務局

【お問い合わせ】

台東区役所 文化振興課
電話 03-3246-1146
公益財団法人 台東区芸術文化財団
電話 03-5828-7591

一葉記念館

名作「たけくらべ」の舞台となった龍泉寺町(現・竜泉)の人々は、一葉の文学業績を永く後世に遺すべく、有志により「一葉協賛会」を結成しました。記念館建設を目指し、有志会員の積立金をもとに現在の用地を取得。台東区に寄付をして記念館建設を要請しました。台東区は、こうした地元住民の熱意に応じて、昭和36年(1961)5月12日に記念館開館に至ったのです。その後、平成18年(2006)11月1日にリニューアルオープンしました。

書道博物館

書道博物館は、洋画家であり書家でもあった中村不折(1866-1943)が、その半生40年あまりにわたり独力で蒐集した、中国及び日本の書道史研究上重要なコレクションを有する専門博物館です。平成7年12月台東区に寄贈され、平成12年4月に再開館したのが現在の台東区立書道博物館です。

朝倉彫塑館

朝倉彫塑館は、彫刻家 朝倉文夫のアトリエと住居だった建物です。1986(昭和61)年に台東区に移管、台東区立朝倉彫塑館となりました。2001(平成13)年に建物が国の有形文化財に登録、2008(平成20)年に敷地全体が「旧朝倉文夫氏庭園」として国の名勝に指定されています。2009(平成21)年から2013(平成25)年にかけて保存修復工事を行い、耐震補強を施し、朝倉生前の姿に近づけるべく復原され、文化財的な価値を高めています。

下町風俗資料館

庶民の歴史である下町の大切な記憶を、次の世代へ伝えるための資料館設立の構想が生まれ、多くの人びとの長い歳月をかけた願いが実り、台東区立下町風俗資料館は、昭和55年(1980)10月1日に、不忍池畔に開館しました。大正時代の東京下町の街並みを再現するとともに、生活道具や玩具などさまざまな資料を展示しています。

台東区芸術文化財団ホームページより許可を得て掲載しています。http://www.taitocity.net/zaidan/

新春散歩 山手七福神めぐり

～ガイドと巡る～

今年度の新春散歩は、山手七福神めぐりを開催しました。この七福神めぐりは、江戸で元祖と言われており、古くから人々に親しまれていた由緒あるコースです。当日は時折小雪のちらつく寒い日でしたが、有名な七福神めぐりとあって参詣客も多く、どのお寺も賑わっておりました。今回の目黒不動から白金方面へ巡拝するコースは商売繁盛のご利益があるとのことで、参加者の皆様もこの趣ある七福神めぐりで新年の良いスタートとなったことと思います。また、逆から巡拝をすると健康長寿のご利益を頂けるとのことで、次の機会には反対から巡ってみるのも良いと思いました。ほぼ目黒通り沿いに一直線の巡りやすいコースですので、興味をもたれた方は是非一度訪れてみてはいかがでしょうか。



☆午前 10:00 目黒駅をスタート



ガイドの高橋さん(左)と幸田さん(右)
今回もありがとうございました!

平成31年
1月12日(土)
10:00～



① 滝泉寺 (恵比寿天)



妙円寺の境内では
梅が見頃でした



② 蟠竜寺 (弁財天)



③ 大円寺 (大黒天)



④ 妙円寺 (福祿寿・寿老人)



⑤ 瑞聖寺 (布袋尊)



⑥ 覚林寺 (毘沙門天)

12:30頃解散
となりました。
参加者の皆様、
お疲れ様でした!



<目黒不動尊(滝泉寺)にて記念撮影>

<経営セミナー>

上手な資金繰りと 資金繰り表の作り方

【日時】平成30年 **9月7日(金)**
13:30 ~ 16:30
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

安定した財務基盤を構築し、永続的な事業継続を実現するためには、キャッシュフロー経営の考え方と上手な資金繰りが不可欠です。本セミナーでは、消費増税も予定される中「勘定あって銭足らず」にならないようにキャッシュフロー経営の重要性を認識し、経営の実情を把握したうえで、安定した企業経営を可能とする資金繰り表の作り方まで、わかりやすく解説いただきました。講師である初鹿野氏は化学系企業にて半導体の研究開発に従事された経験を活かし、勘に頼った経営ではなく、科学的に裏付けされた経営を目指し、コンサルタントを行っております。資金ショートがおこるパターンのご具体例なども、事例をもとにしたお話をいただき、より具体的・実践的な講義で、受講者の皆さんは熱心に聴講していました。



講師 (株)経営科学研究所 代表取締役
はつかの ひろあき
初鹿野 浩明 氏

<ビジネスセミナー>

～社員の採用・定着化のための公正な評価・処遇を実現する～

社員を育て、絶対に辞めさせない人事制度セミナー

【日時】平成30年 **9月20日(木)**
13:30 ~ 15:00
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

今回の講師である、上木氏は「ビジネスコーチ株式会社」で中堅・中小企業の人事制度改革、人材マネジメント力強化の支援をおこなっています。企業経営において、人材の採用・確保が難しい中では、今雇用している社員を絶対に辞めさせない企業努力が不可欠です。しかし多くの企業では、本業の成長や戦略展開に注力するあまり、社員が退職していく本当の理由「どんなに頑張っても評価されない」ということを解決するための人事制度の整備は後手に回りがちです。本セミナーでは、社長と社員の溝を埋めるために企業が策定すべき人事制度について講義いただきました。会社を発展させるための三つの人事制度、①等級制度、②評価制度、③報酬制度などについての要点もお話いただきました。



ビジネスコーチ (株) うえき ひであき
HR サービス事業部 課長 **上木 秀明 氏**

税務研修会

消費税軽減税率 対策セミナー

日時：平成30年10月17日(水)
14:00 ~ 16:00
会場：朝日信用金庫西町ビル7階



東京上野税務署および東京商工会議所台東支部との共催で、消費税軽減税率対策セミナーを開催しました。

【講師】
(第1部)
東京上野税務署
法人課第1部門
小堀 博司
上席国税調査官



(第2部)
公認会計士
税理士
岩田 浩一 氏

法人税・消費税 申告書の書き方講座

日時：平成30年11月1日(木) 10:00 ~ 16:00
会場：朝日信用金庫西町ビル4階

この講座は企業の経理責任者の方などで法人税・消費税申告の書き方にまだ不慣れな方を対象としております。始めに申告書を作成するための基礎知識として、法人税・消費税の仕組み・申告書作成の流れを解説いただき、その後、別表記入を通じて、法人税・消費税の申告書の作成といった課題をこなしていきました。長時間のセミナーお疲れ様でした。



講師

東京上野税務署
法人課第1部門
小堀 博司

上席国税調査官

平成30年度 (税制セミナー) 税制改正の概要とポイント

本セミナーは毎年定期的の開講しており、今回は、平成30年度「所得税関係の改正の概要」、「贈与税及び相続税のあらまし」、「法人税関係法令の改正の概要及び消費税の軽減税率制度の概要」の三部構成で開催しました。所得税については、東京上野税務署個人課税第1部門・金澤上席国税調査官に講師を担当いただき、贈与税・相続税は同署資産課税部門・増田上席国税調査官に担当いただき、最後の法人税・消費税関係を同署法人課税第1部門・小堀上席国税調査官に担当いただきました。タイムリーなテーマということもあり、当日は多くのご参加を頂き、終了後には個別で質問される方もいらっしゃいました。三人の上席国税調査官にはお忙しい中ありがとうございました。



【日時】平成30年 **11月8日(木)**
14:00 ~ 16:00
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】東京上野税務署

- ◆ 個人課税第1部門 **金澤 友彦** 上席国税調査官
- ◆ 資産課税部門 **増田 大造** 上席国税調査官
- ◆ 法人課税第1部門 **小堀 博司** 上席国税調査官

<経営セミナー>

決算書を経営に活かす

厳しい経済環境下で、会社に強く求められているのは現状を的確に把握できる能力です。今回のテーマである「決算書を経営に活かす」では、自社の決算内容を理解するために、数字に映し出された状況を正確に把握する「数字力」を身につけるための講義をいただきました。本セミナーでは、収益性・効率性・安全性についての着目・改善ポイント、数字が意味している事について学び、会社の数字が経営にどう影響するのかを本質的に読み解く内容で講義が進みました。講師である、アイデックス代表の井谷氏は、経営計画の策定や経営戦略の立案、従業員のマoralアップ等の経営支援をされています。上から目線ではない「話しやすい、相談しやすい」と評判の先生であり、受講者の方々も興味深く熱心に聴講いただき、大変役に立ったとの感想が寄せられました。



【日時】平成30年 **12月12日(水)**
14:00 ~ 16:00
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階



講師 アイデックス 代表
中小企業診断士
井谷 義紀氏

導入まであと1年

<税務セミナー>

軽減税率導入に向けた 事前準備と実務対策

消費税の引き上げと軽減税率制度導入が平成31年10月に迫りました。制度が実施されると全企業で「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新しく求められます。「価格転嫁」・「軽減税率制度」・「インボイス制度」などについて、全ての業種において知っていただきたいと考え、本セミナーを開講しました。講師には河合中小企業・社会保険労務士事務所の代表である河合氏をお招きしました。セミナーでは「消費税10%への対応」及び「軽減税率の導入と実務処理」などの項目で解説をいただき、レジ導入に使える補助金・助成金の説明もいただきました。分かり易い解説でしたと評価いただいた一方、軽減税率については仕組みが複雑で一度では理解しづらいとの意見もありました。

【日時】平成31年 **2月14日(木)**
13:30 ~ 16:00
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階



講師 河合中小企業診断士・
社会保険労務士事務所 代表
中小企業診断士

河合 正尚氏

青年部会報告

租税教室

「税金ジュニアスクール」



青年部会（志賀吉典部会長）では税についての大切さを感じてもらうことを目的とした租税教室「税金ジュニアスクール」を昨年の黒門小学校・谷中小学校・平成小学校・根岸小学校の開催に続き、1月に大正小学校・上野小学校・金曾木小学校・東泉小学校、2月に忍岡小学校で開催しました。学校関係者、東京上野税務署の協力のもと、9校での実施を無事終えることができました。

大正小学校

平成31年1月15日（火）
14:35～15:20



上野小学校

平成31年1月16日（水）
13:15～14:00



金曾木小学校

平成31年1月19日（土）
9:00～9:45



東泉小学校

平成31年1月21日（月）
10:40～11:25



忍岡小学校

平成31年2月20日（水）
10:45～11:30



第5回 役員会

【とき】平成31年1月29日（火）12:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（志賀部会長）では、役員会において「税金ジュニアスクール」経過、今後の事業予定について話し合いを行いました。



▲志賀部会長



源泉部会報告

第6回研修会

「退職所得の源泉徴収事務」

【とき】平成31年2月22日（金）13:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官



▲平部上席国税調査官



青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

【とき】平成31年2月5日(火)
18:00～
【ところ】ホテル「パークサイド」



志賀青年部会長



中立女性部会長



〈司会〉
森重副会長

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。美味しいお料理を頂きながらの楽しい歓談と、恒例のビンゴゲームやじゃんけん大会で大いに盛り上がり、明るい新年のスタートとなりました。

部会長賞

会長賞

特別賞

恒例のじゃんけん大会は、「青年部会長賞」「女性部会長賞」「会長賞」「特別賞」という豪華な4つの賞をかけて、大変白熱した勝ち抜き戦となりました。



挨拶
長澤会長



挨拶
小林常任顧問



乾杯
森重副会長



中締
佐藤副会長

ビンゴゲーム



〈ビンゴ進行〉
関青年幹事



ご希望の景品を
当てられた皆様
おめでとうございます！



今年も素敵な景品がズラリと並びました

第4回 女性部会幹事会

【日 時】平成31年2月5日(火) 17:00～
【場 所】ホテル「パークサイド」

〈協議事項〉

1. 「平成31年度事業計画」について
2. 東法連「女性部会全体連絡会議」について
3. 全法連「法人会全国女性フォーラム(富山大会)」について
4. 次回幹事会について 他
女性部会(中立部会長)幹事会では、
以上の内容が話し合われました。

中立女性部会長

支部だより

各支部において支部役員会議が開催され、今年度の会員増強を中心に話し合われました。研修会では東京上野税務署法人課税第一部門小堀上席国税調査官に「消費税の軽減税率制度について」をお話いただきました。

竹町支部 <麻生支部長>



平成30年10月19日(金)台東地区センター

東上野支部 <尾高支部長>



平成30年10月18日(木)東上野地区センター

上野支部 <土肥支部長>



平成30年10月19日(金)伊豆栄本店

入谷支部 <服部支部長>



平成30年10月26日(金)宮川

金杉支部 <水野支部長>



平成30年10月22日(月)金杉区民館

谷中支部 <佐藤支部長>



平成30年10月24日(水)山ざし



▲小堀上席国税調査官

支部役員会議

過大役員給与の損金不算入とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

リサ **高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きましたがどのようなものですか。**

ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。

サキ先生 過大役員給与の損金不算入ですね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。

リサ **実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようになりますか。**

サキ先生 実質基準と形式基準のいずれか多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。

リサ **役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にはどのようなものですか。**

リサ 実質基準では役員の職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定することですが具体的にはどうすれば良いのですか。

サキ先生 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額であるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。

リサ **実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。**

サキ先生 この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

サキ先生 実質基準は法人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員の職務の対価として相当であると認められる金額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。

また、形式基準は法人がその役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができる金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。



〈筆者紹介〉

互井 敏勝 (たがい としかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。

近著「平成29年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、
「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、
「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)など。

嫌な場面に直面した時—

セルフトークの勧め

産業カウンセラー 柏木 勇一



■ 失敗続き「自分はダメ人間」と自己否定に陥った工場従業員

専門学校を卒業して入社10年。工場の製造現場を経て、工程管理担当になったSさん（31歳）からの相談を最初は電話で受けた。

上司の指導で間違いなく各担当部署のデータ管理をしていたはずだったのに、報告先を間違えたり、簡単な計算ミスが目立ってきた。先輩がひとり退職して仕事量が増えた。先輩が担当していた業務も分担するようになったが、本社経由でいくつかの工場からの情報を受信して現場に活かす道筋

を考えるという難しい仕事もこなさなければいけない。それが原因だろうか。ついつい、自分はダメ人間だ、このままではここで働けない、結婚したばかりの妻に申し訳ない、と自己嫌悪、ネガティブ思考の言葉が何度も出た。「また失敗したらどうしよう」と不安感が強くなって落ち込む日々。親しい仲間は「大丈夫だから」と励ましてくれるが、そんな言葉だけでは前向きになれなかった。

■ 気持ちを前向きに切り替える言葉は探せなかったが…

休日にSさんの自宅がある町の喫茶店で会った。初対面では誰も緊張する。周辺の景色の美しさなどを語り合っただけで気持ちをほぐした。仕事の量的負担が増えた上に、難しく不慣れな業務という質的負担も重なったことがミスを生む背景にあると、まず一般的な話から入った。もちろんこれだけでは納得してくれないことは分かっていた。

落ち込んだ時、自分はどんな言葉を吐いているのか質問した。Sさんは「10年も勤めてこの状態か。この先もいいことないだろうな」と答えた。気持ちを前向きに切り替えるポジティブな言葉が出るというんだけどね、と問いかけたが、うなずきつつも、うつむいて考え込んでしまった。

「そんな時は、3人称で語ってみる方法がありますよ、やってみませんか」と提案した。ふだんのSさんは、「仕事でミスをした。どうしたらいいか」と1人称で語っているはず。これを「太郎君はミスをした。どうしたらいいだろう」と言い換えてみるとどうなるか。3人称で語ることで自分を客観的に見つめることができる。心理的距離が生まれて、感情のコントロールがしやすくなる。いつのまにか、「太郎君、そんな時はうまくいった時を思い出してみようよ」と語りかけている自分がいるはず。Sさんも顔を上げてくれた。

■ ネガティブな状態を救うセルフトークの切り替え、応用の場は広い

1人称で話すことも3人称に言い替えることもセルフトークに変わりはない。ふだんは、自分は、私は、と1人称で話して何も問題ない。ストレスのない職場はない。8割の人が人間関係で悩むというデータもある。昨今は人材不足が問題になり、働く環境は悪化している。悩み、落ち込み、不安になった時の、自分でできるひとつの対処方法としての「3人称で語るセルフトーク」の効果について事例をあげながら示した。

このやり方を少し広げてみよう。悩みや不安が

増して、憂うつな状態になった時、仕事への意欲もやる気もなくなり、辞めたいという悲観的な感情が強くなる場合もある。ちょっと危険な状態と言える。このような時は、親しい同僚、信頼している先輩を心の中に登場させて「彼だったらどうするだろう」「あの人はこう考えるかな」と問いかけてみる。いつのまにか自分の中から「とりあえずの答え」が出てくるはず。ストレスに対するセルフケアの一環としてぜひ頭に入れておいてほしい。

[筆者紹介]

柏木 勇一 (かしわぎ ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在 EAP 企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

支部・地区だより

竹町支部

竹町支部
【竹町地区コミュニティ祭】(麻生支部長)



平成30年11月18日(日)茨城県牛久市周辺柿狩り後、牛久大仏、アサヒビール茨城工場を見学しました。

竹町中地区(新井地区長)

【防災訓練】



平成30年11月3日(土)竹友会館直下型地震に備えるための講習会を開催しました。

【初午まつり・もちつき大会】



平成31年2月10日(日)金刀比羅神社・竹友会館参拝の子供達にお菓子、一般の方にお餅を配布しました。

台東四丁目地区

【秋のバス旅行】(中山地区長)



平成30年11月11日(日)筑波山予科練平和記念館見学、筑波山神社参拝等を行いました。

佐竹地区
【お楽しみ縁日】(轟地区長)



平成30年11月11日(日)秋葉神社前路上多くの方が参加し、模擬店も売り切れる等、大盛況でした。

長者町一丁目地区(安田地区長)

【もちつき大会】



平成30年12月9日(日)町会内路上老若男女、子供達にも餅をついてもらい楽しい一日でした。

【大江戸清掃隊清掃】



平成30年4月~平成31年3月長者町一丁目町会内町内清掃に多数参加いただき、無事終了することが出来ました。



東上野支部

東上野支部

【東上野地区ボウリング大会】(尾高支部長)



平成31年2月17日(日)アイビーボール向島世代を超えた楽しい地域交流と親睦を図ることが出来ました。

【歳末警戒】



平成30年12月27日(木)東上野宮元町会内町内の防火・防災の警戒(火の用心)を行いました。

東上野宮元地区(矢口地区長)

【甘酒の会】



平成31年1月1日(火)下谷神社初詣の方々に甘酒を振る舞い、大変喜んで頂きました。

【地護稲荷初午祭】



平成31年2月9日(土)地護稲荷神社参拝者にお雑煮を振る舞い、子供にはお菓子を配りました。

東上野車坂地区
【ファミリークリスマス】(尾高地区長)



平成30年12月23日(日)グリーンパークダンス、ビンゴゲーム、税金クイズ等で大変盛り上がりしました。

【もちつき大会および東上野稲荷地区AEDの使い方講習会】(小竹地区長)



平成30年12月9日(日)天理教前庭消防署員の協力のもと、餅つき、AED講習会を行いました。

東上野神吉地区
【もちつき大会】(桑原地区長)



平成30年11月18日(日)東上野児童遊園子供達がついたお餅を皆さん楽しそうに食べていました。



上野支部

黒門地区(則竹地区長)

【歳末警戒】



平成30年12月28日(金)黒門町会会館町会員と黒門小学校児童20名と共に町内を巡回しました。

仲御徒町中地区(関地区長)

【年末夜警】



平成30年12月26日(水)~28日(金)関マーゲル寒風の中、大勢の町会員の方に参加していただきました。

上車坂町地区(川崎地区長)

【もちつき大会】



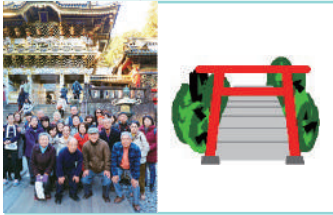
平成30年12月2日(日)上車坂町会内一般の方々もお雑煮を振舞い、喜ばれました。



入谷支部

根岸二丁目地区(峰岸地区長)

【日帰りバス旅行】



平成30年12月2日(日)日光東照宮他大谷資料館の巨大地下空間見学、日光東照宮を参拝しました。

【子供餅つき大会】



平成30年12月9日(日)根岸二丁目児童遊園子供も交え、多くの方が参加し、50kgの餅米をつきました。

上根岸地区

【もちつき大会】(渡邊地区長)



平成30年12月9日(日)元三島神社境内 今年は力士の方にも参加してもらい、大変盛り上がりしました。

【子供餅つき大会・防災訓練】

中根岸地区(竹田地区長)



平成30年12月9日(日)御行の松、防災広場根岸の里 多くの子供達が参加し、餅つきや起震車体験等を行いました。

北上野二丁目地区

【フラワーアレンジメント】(上田地区長)



平成30年12月28日(金)山伏会館 お正月用のお花のアレンジメントを楽しみながら学びました。

下谷一丁目地区

【もちつき】(小泉地区長)



平成30年12月16日(日)台東区社会福祉協議会裏駐車場 町内清掃後、餅つきを行い、楽しい一日を過ごしました。

本入谷地区

【レクリエーションバスイク】(矢部地区長)



平成31年2月17日(日)東京スカイツリー、東京湾スカイツリーにのぼり、水陸両用車で東京湾を巡りました。



金杉支部

金杉支部(水野支部長)

【金杉っ子まつり】



平成30年10月28日(日)柏葉中学校 ジャグリングパフォーマンスや初出演の紙芝居等を楽しみました。

【スキー教室】



平成31年2月22日(金)~24日(日)霧が峰スキー場 楽しみながらスキーを上達することが出来ました。

下谷東地区(稲垣地区長)

【日帰りバスツアー】



平成30年10月4日(木)山梨県甲州市リニア見学センターの施設見学やぶどう狩りを楽しみました。

【日帰り旅行会】



平成30年11月25日(日)銚子犬吠埼温泉 香取神宮参拝、地球の丸く見える丘展望館を見学しました。

金杉一丁目地区(鈴木地区長)

【町会レクリエーション】



平成30年10月28日(日)秩父長瀬方面 少し色付いた紅葉と荒川のライン下り、温泉等を楽しみました。

【もちつき大会】



平成30年12月2日(日)世尊寺前通り 天候にも恵まれ、楽しい一日を過ごすことが出来ました。

【歳末夜警】



平成30年12月28日(金)~30日(日)金杉一丁目町会地域内 「火の用心」「戸締り」等を連呼しながら町内を巡回しました。

金杉仲通地区

【もちつき大会】(有賀地区長)



平成31年2月17日(日)カワサン駐車場 子供達は楽しそうに餅をつき、美味しいと食べていました。

金杉二丁目地区

【もちつき大会】(新井地区長)



平成30年12月2日(日)金杉仲通り横路地 若い人や子供達もたくさん集まり賑やかな餅つきになりました。

金杉上町地区

【焼いも・クリスマス会】(水野地区長)



平成30年12月23日(日)朝日弁財天境内 大勢の方が参加し、焼いも、ゲーム等を楽しみました。

谷中支部

谷中第一地区

【秋季レクリエーション】(佐藤地区長)



平成30年11月4日(日)熱海温泉、MOA美術館 食事と温泉を楽しんだ後、MOA美術館で展示品を鑑賞しました。

谷中第二地区

【もちつき大会】(山本地区長)



平成30年12月23日(日)初音児童遊園 大勢の方が参加し、お餅や豚汁を美味しくいただきました。

国税電子申告・納税システム(イータックス e-Tax)のご案内

e-Taxのメリット

自宅やオフィス等で納税ができて便利！

税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から「ダイレクト納付」やペイジーに対応した「インターネットバンキング」等を利用して納税できます。

金融機関や税務署の窓口が開いていなくても納税ができて便利！

e-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間であれば、納税できます。
e-Taxの利用可能時間：月曜日～金曜日の24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日、
8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書をデータ送信できて便利！

給与等の支払があっても納付税額がない場合は、源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書データを送信すれば、所得税徴収高計算書を税務署に持参又は送付する必要はありません。

「ダイレクト納付」とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の納付手段です（ダイレクト納付の利用に際しては、インターネットバンキング等の契約は必要ありませんが、金融機関がダイレクト納付に対応していることが必要です。）。

e-Tax利用開始までの流れ

①事前準備（電子証明書の取得等）^(注)

電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要となります。

②開始届出をオンラインで行い、利用者識別番号等を取得

オンラインで開始届出を行う際には、電子納税に必要な納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録も併せて行ってください。
開始届出は所轄税務署に書面で提出して行うこともできます。

③初期登録（電子証明書の登録等）^(注)

e-Taxソフトをインストールし、初期登録を行います。
電子証明書を登録することにより、所得税、法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税等の電子申告や各種申請・届出の電子提出についてもご利用いただけます。

(注) 源泉所得税及び復興特別所得税等の電子納税のみを利用する場合には、電子証明書の取得や登録は不要です。

e-Taxソフト（WEB版）のご案内

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Taxホームページのe-Taxソフト（WEB版）をご利用になると便利です。
e-Taxソフト（WEB版）をご利用になると、開始届出書のオンライン提出から所得税徴収高計算書の作成・送信及び納付までを一連の操作で行うことができます。

詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

印紙税過誤納確認申請書を提出される方へ

国税に関する来署によるご相談等につきましては、「事前予約制」となっております。「印紙税過誤納確認申請書」に関するご相談も、所轄税務署（法人課税部門（間接諸税担当））に電話予約の上ご来署ください。

- 提出前に必ず「印紙税過誤納確認申請書の自己チェック表」による自己チェックをお願いします。
- 「印紙税過誤納確認申請書（過誤納に係る文書等を含む）」は税務署に来署して提出するほか、郵送で提出することもできます。
- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話等でご連絡をさせていただきます。そのため、申請書には日中にご連絡がとれる電話番号を記載していただくようお願いいたします。
- 還付金手続は、「印紙税過誤納確認申請書」の提出から、概ね2か月程度かかります。
- 印紙税法別表第一に掲げる物件名（文書の種類）及び番号については、「印紙税額一覧表」をご確認ください。

※ 東京上野税務署 03-3821-9001（代表）（音声案内に従って、ご用件の番号をお選びください）

平成 31 (2019) 年度国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆受験資格◆
- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者
 - 2 平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続◆

申込方法	インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
受付期間	平成31年3月29日（金）9時～平成31年4月10日（水）[受信有効]
受験案内交付期間	平成31年2月1日（金）～平成31年4月10日（水） 9時～17時（土・日曜日及び祝日を除く。）
受験案内交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所） （注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

- ◆試験日◆
- 第1次試験 平成31年6月9日（日）
第2次試験 平成31年7月11日（木）～平成31年7月19日（金）のうち指定された日時

（注）詳細については、お気軽に東京上野税務署総務課（電話（03）3821-9001 内線312）までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

表紙 《台東区立旧東京音楽学校奏楽堂》 台東区立旧東京音楽学校奏楽堂提供

■平成31年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
（〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141）

公益社団法人
上野法人会 **講演会**

参加費無料
どなたでもご参加いただけます

ラグビーワールドカップ2019開催

ラグビーに学ぶ

チームマネジメントと人材育成



元ラグビー日本代表・世界選抜
7人制ラグビーチーム『サムライセブン』監督
一般社団法人日本スポーツ教育アカデミー理事長



よしだよしひと
吉田義人氏

【と き】2019年**6月11日(火)**

【と ころ】**東天紅** 16:00~17:20

上野本店 3F「鳳凰の間」
台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

公益社団法人 上野法人会
第8回 通常総会

2019年**6月11日(火)**

総会 17:30~

懇談会 19:00~ (懇談会費 5,000円)

東天紅 上野本店 3F「鳳凰の間」

台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

会員の皆様には別途往復はがきにてご案内をいたします

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

NEW



NEW

ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 EVER

心配な
「がん」の
備えに



生きるための
がん保険

Days 1

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



引受
保険
会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

東京第三支社 〒160-0023 新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 17F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

No.1

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 **No.1**

平成29年度「インシュアランス生命保険統計」



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度